



2017年11月6日

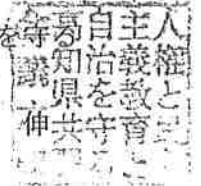
高知県知事

尾崎 正直 様

人権と民主主義・教育と自治を

高知県共闘会議

議長 鎌田



「部落差別の解消の推進に関する法律」についての話し合いの申し入れ

日頃から、高知県の県勢向上・行政推進にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、下記の項目について話し合いの時間をお取りいただきたく、申し入れます。お忙しい中とは存じますが、よろしく願います。

記

- この法律は、国会審議でもさまざまな問題点が指摘されてきました。次の点について、おたずねします。
 - この法律は期限のない永久法となっています。そうすると解決に向かって大きく前進している部落問題を「固定化」させることになると考えますが見解を聞かせて下さい。
 - この法律では「部落差別」という言葉が日本の法律上初めて使われています。しかし、何が部落差別なのかの定義がありません。また、誰が判断するのかも明らかではありません。このことをどう考えるのか聞かせて下さい。
 - この法律の主語は「国」となっています。国の方針がないのに県がこの法律を理由に独自の取り組みをすることは、法の趣旨から外れると思いますが考えを聞かせて下さい。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」は、異例の付帯決議がつけられています。この3項目の付帯決議について、それぞれどう考えているか見解を聞かせて下さい。

以上

<追伸>

- 話し合い日時などの折衝・連絡は、下記の人権共闘事務局にお願いいたします。

人権共闘事務局

坂本 忠雄 (電話 822-4135、高知県教職員組合内)